

生駒市、いこま市民パワー株式会社及び株式会社NTTドコモ間の
「環境モデル都市」推進に関する連携協定書

生駒市（以下、「甲」という。）、いこま市民パワー株式会社（以下、「乙」という。）及び株式会社NTTドコモ（以下、「丙」という。）は、甲の「環境モデル都市」推進に向けた連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、包括的な連携のもと相互に協力し、ICTを活用した甲の「環境モデル都市アクションプラン」の実行を通じた、「環境モデル都市」推進を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

（1）環境モデル都市の推進に関すること

なお、連携・協力する分野には以下の内容を含む

（ア）平成30年度中に実現するもの

① ICTを活用したコミュニティサービスの推進

- ・市民向け情報発信基盤
- ・登下校見守りサービス

② 資源循環・エネルギー自給に関する意識醸成

- ・電気料金等の見える化

（イ）実現時期を定めず検討するもの

① ICTを活用したコミュニティサービスの推進

- ・高齢者見守りサービス
- ・市民の健康増進基盤

② 資源循環・エネルギー自給に関する意識醸成

- ・HEMS・BEMS分野のエネルギー見える化

③ 防災・減災機能の向上

- ・避難所情報等の発信

（2）その他前条の目的の達成に関すること

2 前項に基づく具体的な連携・協力の内容は、甲、乙及び丙にて協議の上、定めるものとし、必要に応じて協定書、覚書等を取り交わすものとする。

3 丙は、本条に定める事項を効果的に進めるため、甲及び乙との協議により丙の関係会社を実施させることができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に関する疑義及び本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成30年7月4日

甲：奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市長

小柴 雅史

乙：奈良県生駒市谷田町1615番地

いこま市民パワー株式会社

代表取締役社長

小柴 雅史

丙：大阪府大阪市北区梅田1丁目10番1号

株式会社NTTドコモ

執行役員関西支社長

高原 幸一